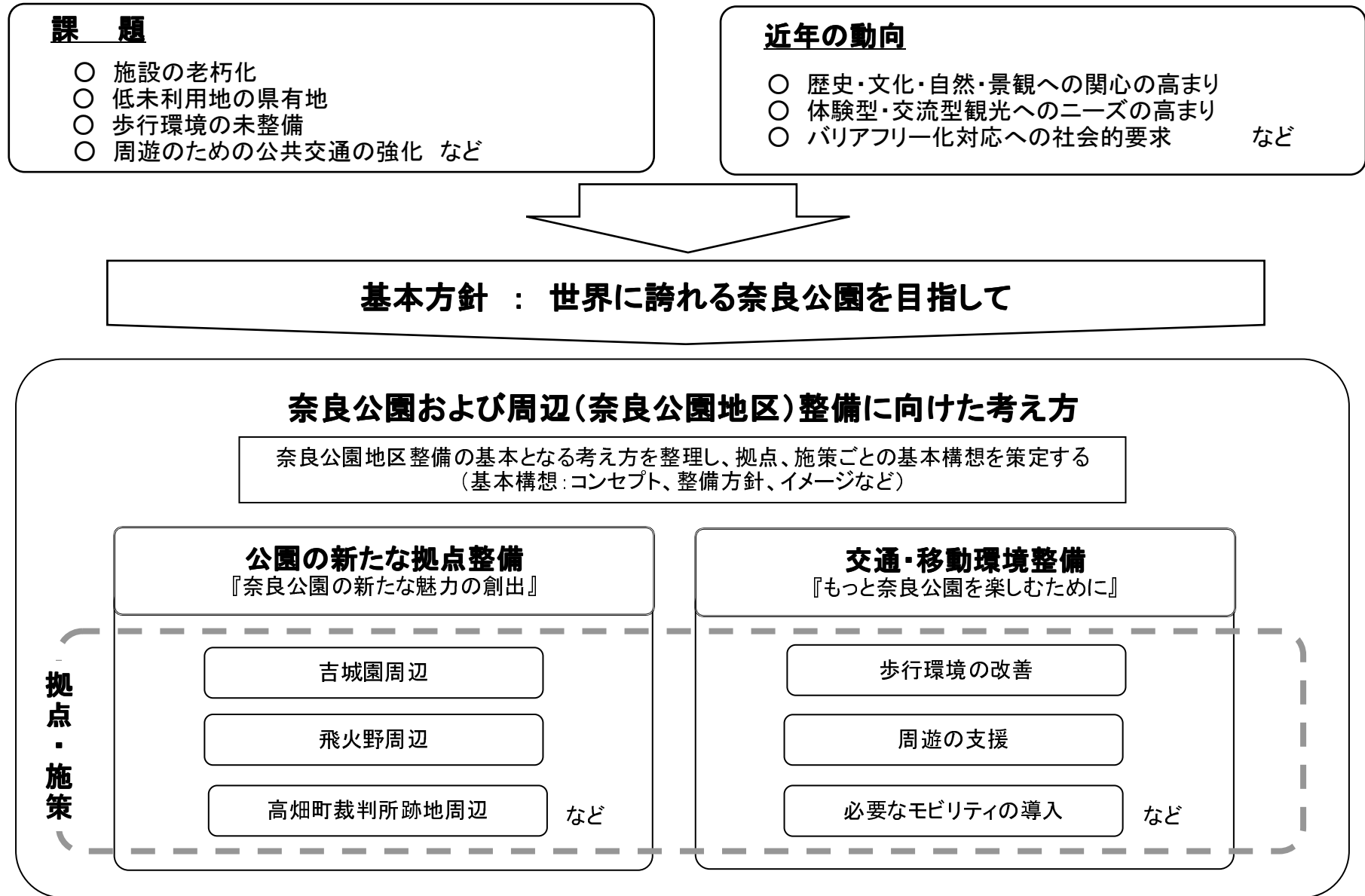


奈良公園地区整備検討委員会の設置について

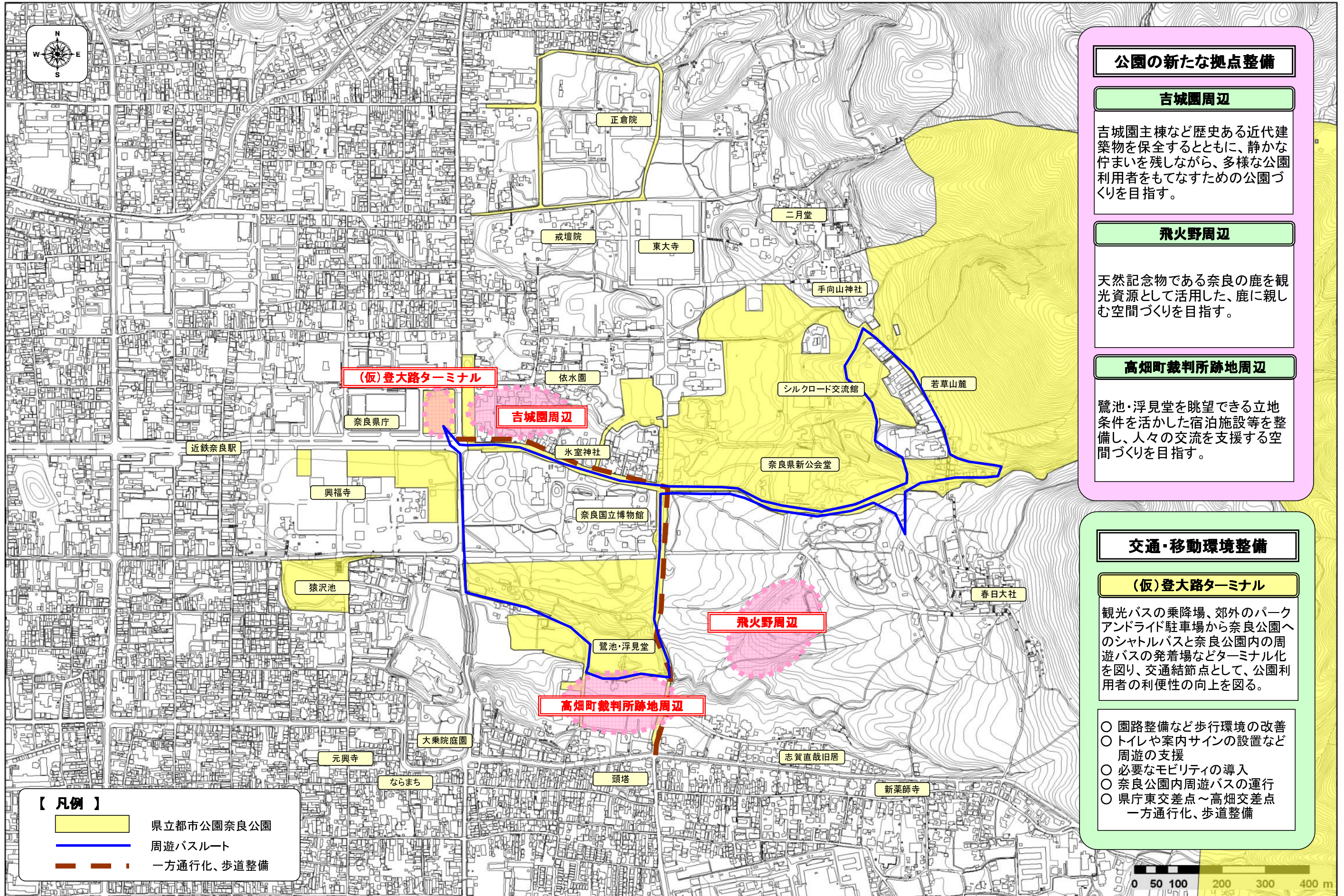
【目次構成】

- 奈良公園の更なる魅力向上を目指して 1
- 奈良公園地区整備の拠点・施策について 2
- 奈良公園地区整備検討委員会の設置趣旨 3
- 委員会の位置づけと今後の進め方について 4
- 奈良公園地区整備検討委員会設置要綱 5
- 傍聴要領 6

奈良公園の更なる魅力向上を目指して



※歩行環境の改善(園路舗装など)や周遊の支援(ベンチ・トイレ等の配置など)については、別途、委員会を設け、整備方針等の検討を実施



公園の新たな拠点整備

吉城園周辺

吉城園主棟など歴史ある近代建築物を保全するとともに、静かな佇まいを残しながら、多様な公園利用者をもてなすための公園づくりを目指す。

飛火野周辺

天然記念物である奈良の鹿を観光資源として活用した、鹿に親しむ空間づくりを目指す。

高畑町裁判所跡地周辺

鷺池・浮見堂を眺望できる立地条件を活かした宿泊施設等を整備し、人々の交流を支援する空間づくりを目指す。

交通・移動環境整備

(仮)登大路ターミナル

観光バスの乗降場、郊外のパークアンドライド駐車場から奈良公園へのシャトルバスと奈良公園内の周遊バスの発着場などターミナル化を図り、交通結節点として、公園利用者の利便性の向上を図る。

- 園路整備など歩行環境の改善
- トイレや案内サインの設置など周遊の支援
- 必要なモビリティの導入
- 奈良公園内周遊バスの運行
- 県庁東交差点～高畑交差点 一方通行化、歩道整備

【 凡例 】

- 県立都市公園奈良公園
- 周遊バスルート
- 一方通行化、歩道整備



奈良公園地区整備検討委員会の設立趣旨

平成22年12月20日

1. 設立趣旨

奈良公園は、明治時代の開園以来、公園拡張・整備などの変遷を経てきたものの、貴重な歴史・文化遺産を保存するとともに、周辺市街地・山麓・社寺等とのバランスが保たれ、奈良公園特有のイメージを保持してきました。

これまでに、若草山麓整備や五十二段補修等の環境整備を行ってきたところですが、その一方で、広大な公園を周遊する公共交通の未整備、また公園周辺に所在する老朽化した県有施設や、活用が図られていない県有地などへの対応が課題となっています。

このため、本県では、奈良公園及び周辺（奈良公園地区）における課題を解決し、奈良公園地区の更なる魅力や価値の向上を図るため、拠点や施策ごとにおける基本構想の策定を計画しています。

本検討委員会は、奈良公園地区の資源や魅力を認識し、その価値を高めるために必要な整備に関して、幅広い見地から様々なご意見をお伺いすることを目的として設置するものです。

2. 委員候補案（※ 委員については、知事が委嘱する）

【委員】	岩井 俊樹	： なら瑠璃絵実行委員会 会長
	北口 照美	： 奈良佐保短期大学生活未来科 教授
	清水 崇和	： 奈良若草山観光振興会 会長
	塚口 博司	： 立命館大学理工学部 教授
	西川 裕信	： 奈良県経営者協会青年経営者部会 部会長
	増井 正哉	： 奈良女子大学生活環境学部 教授
	村田 守	： 奈良商工会議所青年部 会長
	山本 憲宥	： 社団法人 奈良青年会議所 理事長
	山本 浩扶臣	： 特定非営利活動法人 なら燈花会の会 会長
	遊津 隆義	： 奈良県地球温暖化防止活動推進センター 特定非営利活動法人 奈良ストップ温暖化の会 センター長 (五十音順、敬称略)

3. 会議の公開について

会議は、公開で行うものとします。また、委員会資料及び議事概要については、奈良県ホームページにおいて掲載するものとします。

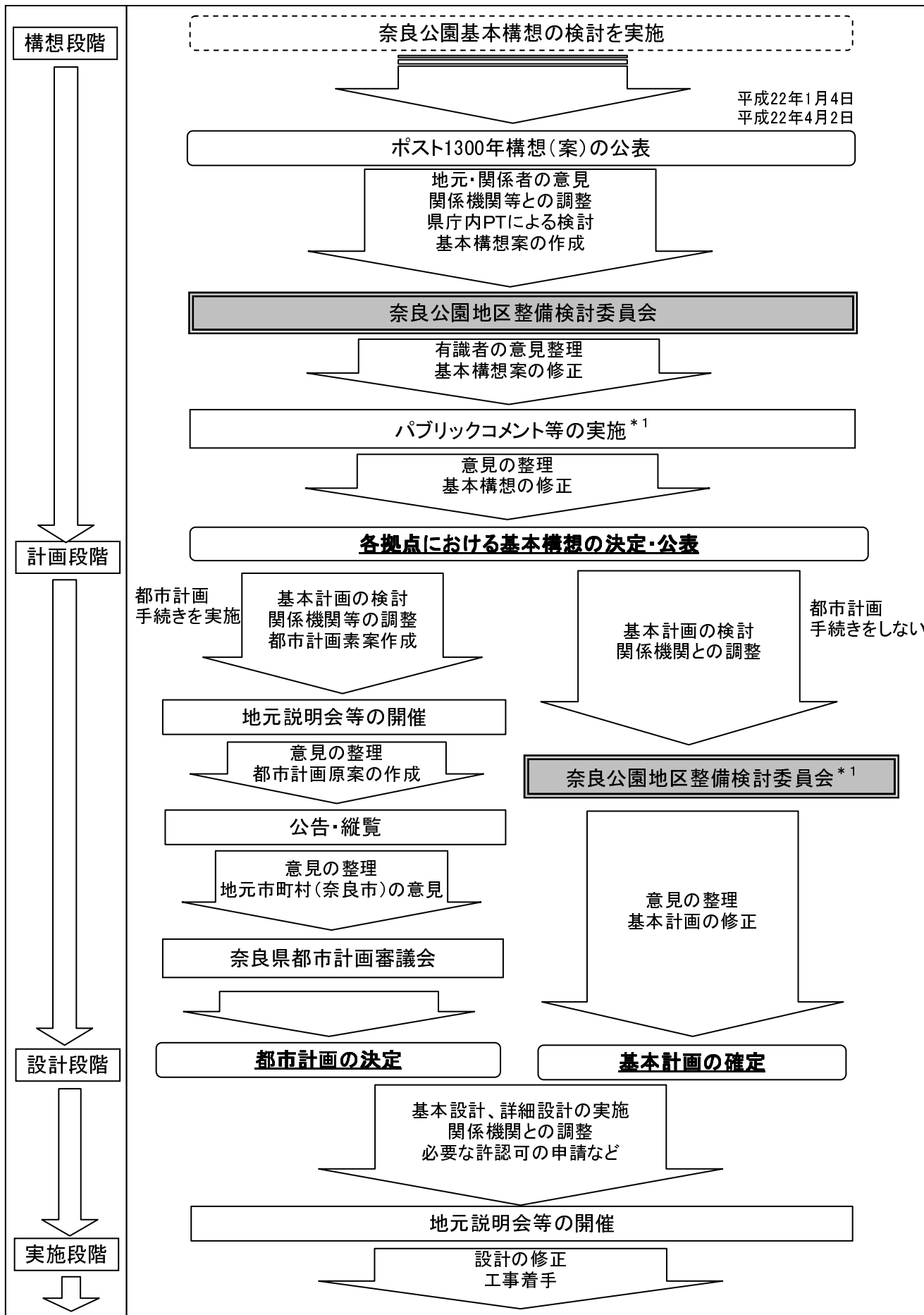
4. 庶務について

委員会の庶務は、委員会の事務局として、奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課において行います。

5. その他

ここに記載するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めます。

委員会の位置づけと今後の進め方について



*1 必要に応じて実施するもの

奈良公園地区整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 奈良公園地区整備検討委員会（以下、「委員会」）は、奈良公園地区の資源や魅力を認識し、その価値を高めるために必要な整備に関して、幅広い見地から様々なご意見をお伺いすることを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 奈良公園地区における構想および計画策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) その他知事が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席者の総意をもって決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員は代理者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月19日から施行する。

傍 聴 要 領

傍聴にあたって

傍聴者各位は、次の事項を遵守して下さい。

- ・公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- ・会議の妨げとならないよう、テレビカメラ及び写真の撮影、録音、録画等は冒頭までとする。
- ・その他会議の円滑な進行を妨げるような行為を行わないこと。